

# 米谷出張所だより

〈令和7年3月14日〉

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。  
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。



## 令和7年度 河川愛護モニター募集!

米谷出張所では、北上川と二股川の一部を管理しています。河川整備や河川利用、河川環境に関する地域の皆様からの要望を把握し、連携を図ることを目的に『河川愛護モニター』を下記のとおり募集します。

- 活動期間** 令和7年7月1日から令和8年6月30日(1年間)
- 活動内容** 日常生活の範囲内で北上川を毎月1回以上モニタリングし、気付いた点等の情報や要望を報告する  
(モニター区間は、左岸:柳津大橋から二股橋、右岸:登米船着場から登米大橋)
- 応募資格** 沿川にお住まいで、河川愛護に関心のある20歳以上の健康な方
- 募集人数** 1名 ※応募者多数の場合は、書類選考で決定します
- 報酬** 月額4,500円程度
- 応募期限** 令和7年5月16日(金) [必着]
- 応募方法** 履歴書(写真貼付)を下記の応募先まで送付してください  
※応募動機をなるべく詳しく明記してください

**応募先** 国土交通省 北上川下流河川事務所 占用調整課  
住所: 〒986-0861 石巻市蛇田字新下沼80  
電話: 0225-94-9851(直通) ※問合せ先も同じです

※ご提出いただいた個人情報はモニター選考時以外使用しません  
※選考結果は、郵送でお知らせします

### 米谷出張所 管内図



## 河川へのゴミの投棄は違法行為です!

米谷出張所管内では、昨年度11件、今年度(3月14日現在)19件と不法投棄が後を絶ちません。河川区域内での不法投棄は河川法で禁止されており、下記の罰則が課せられる場合があります。河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。みなさまのご協力をお願いいたします。

### 【罰則規定】

- ★ 河川法では、3ヵ月以下の懲役または20万円以下の罰金
- ★ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

